

岩手県告示第587号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨一関市長から次のとおり通知があった。

平成21年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 一関市
- 2 公共測量を実施する期間 平成21年7月1日から同月24日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（街区三角点改定）